

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 長 瀬 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 長 瀬 洋
(コード番号 8012 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先 財 務 部 統 括 芹 川 一 浩
(TEL. 03-3665-3028)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 91 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の英文商号を営業上使用している英文表記に統一するため、変更案第 1 条 (商号) に記載の通り変更するものであります。
- (2) 薬事法の改正・施行により「医療用具」が「医療機器」と変更になったため、変更案第 2 条 (目的) を変更するものであります。
- (3) 効果的かつ経済的な情報開示方法である電子公告制度を採用するため、変更案第 5 条 (公告方法) の定めに変更し、同制度の導入に伴い不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものです。
- (4) 当社は、経営の意思決定の迅速化や業務執行の効率性を確保するため、取締役の員数の削減を実施してまいりました。こうした現状に合わせるため、変更案第 17 条 (取締役の員数) に定める 12 名以内に変更するものであります。
- (5) 今後の当社の経営状況等に応じて、柔軟かつ適切に株主様に対する利益還元を実施できるように、変更案第 31 条 (剰余金の配当) 第 2 項に中間配当制度を新設するものであります。
- (6) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - ①株主総会参考書類の一部等につき、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減等に資することができるよう、変更案第 15 条 (参考書類等のインターネット開示) を新設するものであります。
 - ②株主総会の効率的な運営を図るため、株主総会における代理人の人数を定めることができるよう、変更案第 16 条 (議決権の代理行使) の定めに変更するものであります。
 - ③必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第 21 条 (取締役の招集および議長) 第 4 項を新設するものであります。

す。

④社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の定めを、変更案第 29 条（損害賠償責任の一部免除）第 2 項に新設するものであります。

⑤上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、修正など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

(7) その他、条文の加除に伴う条数の変更のほか、一部字句および表現の変更の整備など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は添付のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議日	平成 18 年 5 月 23 日（火曜日）
定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 28 日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 28 日（水曜日）

以 上

(別紙)

(変更箇所は下線の部分であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号)</p> <p>当会社の商号は長瀬産業株式会社と称する。</p> <p>2. 英文では<u>NAGASE&COMPANY, LTD.</u>と記載する。</p> <p>第2条 (目 的)</p> <p>当会社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記物品の輸出入、仕入販売、問屋および代理業 化学品、化成品、石油製品、合成樹脂およびその製品、映画材料、写真材料、磁気製品、電子工業製品および材料、機械、機器および装置、研磨材料、繊維製品、皮革、紙、紙製品、玩具、装身具、雑貨、木材、建設資材、鉄、非鉄金属、貴金属、宝石、鉱産物、食品添加物、飼料添加物、食料品、酒類、生花、植木</p> <p>2. 下記物品の輸出入、仕入販売、加工および製造業 化学薬品、医薬品、医薬部外品、化粧品、<u>医療用具</u>、合成樹脂、農薬、毒物劇物、飲食物用防腐剤、高圧ガス、自転車用部品、スクーター用品、農産物・畜産物および水産物、肥料および飼料ならびにそれらの原料、酵素製剤、食品添加物、動物用医薬品、動物用<u>医療用具</u></p> <p>3. 建築工事業、電気通信工事業、塗装工事業、管工事業、機械器具設置工事業、内装仕上工事業、タイル・れんが・ブロック工事業および造園工事業</p> <p>4. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理業ならびに駐車場の経営</p> <p>5. 動産の賃貸しおよび賃貸借の仲介業</p> <p>6. 出版業</p> <p>7. 各種機械、機器および装置の設計、製作、据付工事、請負業、仲立業</p> <p>8. 度量衡器の仕入販売</p> <p>9. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリング等の取得、企画、開発、保</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号)</p> <p>当会社の商号は、<u>長瀬産業株式会社</u>と称する。</p> <p>2. 英文では<u>NAGASE&CO., LTD.</u>と記載する。</p> <p>第2条 (目 的)</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p>2. 下記物品の輸出入、仕入販売、加工および製造業 化学薬品、医薬品、医薬部外品、化粧品、<u>医療機器</u>、合成樹脂、農薬、毒物劇物、飲食物用防腐剤、高圧ガス、自転車用部品、スクーター用品、農産物・畜産物および水産物、肥料および飼料ならびにそれらの原料、酵素製剤、食品添加物、動物用医薬品、動物用<u>医療機器</u></p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>全、利用および仲介</p> <p>10. コンピュータソフトウェアの開発および販売</p> <p>11. 金融業</p> <p>12. 有価証券の保有、売買および運用</p> <p>13. スポーツ施設の経営</p> <p>14. 一般旅行業および旅行業代理店業</p> <p>15. 労働者派遣業</p> <p>16. 飲食店の経営</p> <p>17. 古物売買およびその受託販売</p> <p>18. 前記各号に附帯関連する一切の事業</p>	<p><現行どおり></p>
<p>第3条 (本店)</p> <p>当社は本店を大阪市に置く。</p>	<p>第3条 (本店)</p> <p>当社は、<u>本店</u>を大阪市に置く。</p>
<p><新 設></p>	<p><u>第4条 (機関の設置)</u></p>
<p>第4条 (公告の方法)</p> <p>当社の公告は<u>大阪市および東京都で発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>当社は、<u>取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u></p>
<p>第5条 (発行する株式の総数)</p>	<p>第5条 (公告方法)</p>
<p>当社の発行する株式の総数は 346,980,000 株とする。 <u>但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u></p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>第5条 (発行する株式の総数)</p> <p>当社の発行する株式の総数は 346,980,000 株とする。 <u>但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>346,980,000 株とする。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>第7条 (株券の発行)</u></p>
<p>第6条 (自己株式の取得)</p> <p>当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p>	<p>当社は、<u>その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><削 除></p>
<p>第7条 (1単元の株式の数、単元未満株の不発行および単元未満</p>	<p>第8条 (単元株式数、単元未満株券の不発行および単元未満株式</p>

現行定款	変更案
<p>株式の買増請求)</p> <p>当会社の <u>1 単元の株式の数は 1,000 株とする。</u></p> <p>2. 当会社は、<u>1 単元に満たない株式数を表示した株券</u>を発行しない。</p> <p>3. 単元未満株式を有する株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ）は、その単元未満株式の数と併せて <u>1 単元の株式の数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を当会社に請求することができる。</u></p>	<p>の買増請求)</p> <p>当会社の <u>単元株式数は、1,000 株とする。</u></p> <p>2. 当会社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>3. 単元未満株式を有する株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ）は、その単元未満株式の数と併せて <u>単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。</u></p>
<p><u>第 8 条（名義書換代理人）</u></p> <p>当会社は <u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. 当会社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は <u>取締役会の決議により選定し公告する。</u></p> <p>3. 当会社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人が取扱う。</u></p>	<p><u>第 9 条（株主名簿管理人）</u></p> <p>当会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>
<p><u>第 9 条（株式取扱規則）</u></p> <p>当会社の株券の種類、<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取りおよび買増請求、その他株式に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定めた株式取扱規則による。</u></p>	<p><u>第 10 条（株式取扱規則）</u></p> <p>当会社の株券の種類、<u>株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>
<p><u>第 10 条（基準日）</u></p> <p>当会社は、<u>毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告をして、一定の日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 ＜新 設＞</p> <p>第11条（招 集） 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>2. 当社の株主総会は、本店の所在地または東京都中央区もしくはこれらに隣接する地において招集する。</p> <p>第12条（招集者および議長） 当社の株主総会の招集者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に差支えがあるときは、取締役会で定めた順位による。</p> <p>第13条（決議の方法） 当社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数により行う。</p> <p>2. 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>第14条（議決権の代理行使） 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条（基準日） <u>当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>第12条（招 集） 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">＜現行どおり＞</p> <p>第13条（招集権者および議長） 当社の株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第14条（決議要件） 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>第15条（参考書類等のインターネット開示） <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>第16条（議決権の代理行使） 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 15 条 (取締役の員数) 当社は取締役 <u>22 名以内</u>とする。</p> <p>第 16 条 (取締役の選任) <u>当社の取締役は株主総会で選任する。</u> 2. <u>当社の取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</u> 3. <u>当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>第 17 条 (取締役の任期) 当社の取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>第 18 条 (役付取締役および代表取締役) 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を<u>定める</u>ことができる。 2. 当社を代表する取締役は<u>取締役会の決議により定める</u>。</p> <p>第 19 条 (取締役の報酬) <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会で定める。</u></p> <p>第 20 条 (取締役会の招集および議長) 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。 2. 当社の取締役会の招集者および議長は、取締役会長、取締役社長の順位により、これにあたる。招集者および議長に差支えがあるときは、取締役会で定</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>主または代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>第 17 条 (取締役の員数) 当社は、<u>取締役 12 名以内</u>を置く。</p> <p>第 18 条 (取締役の選任) ＜削 除＞ 当社の取締役の選任は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 2. <u>当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第 19 条 (取締役の任期) 当社の取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第 20 条 (役付取締役および代表取締役) 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を<u>選定する</u>ことができる。 2. 当社を代表する取締役は、<u>取締役会が取締役の中から選定する。</u></p> <p>＜削 除＞</p> <p>第 21 条 (取締役会の招集および議長) ＜現行どおり＞ ＜現行どおり＞</p>

現行定款	変更案
<p>めた順位による。</p> <p>3. 法令に別段の定めがある場合には、他の取締役または監査役が取締役会を招集し議長となる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p><u>4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第21条（取締役会規則）</p> <p>当社の取締役会に関する事項は、法令または定款に定めがあるもののほか、取締役会で定めた取締役会規則による。</p>	<p>第22条（取締役会規則）</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p>
<p>第22条（取締役の責任免除）</p> <p><u>当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p>
<p>第23条（監査役の数）</p> <p>当社は監査役5名以内とする。</p>	<p>第23条（監査役の数）</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p>
<p>第24条（監査役の選任）</p> <p><u>当社の監査役は株主総会で選任する。</u></p> <p><u>2. 当社の監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p>	<p>第24条（監査役の選任）</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>当社の監査役の選任は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第25条（監査役の任期）</p> <p>当社の監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u></p>	<p>第25条（監査役の任期）</p> <p>当社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事</u></p>

現行定款	変更案
<p>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間とする。</p> <p>第26条（常勤監査役） 監査役は、<u>互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>第27条（監査役の報酬） <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会で定める。</u></p> <p>第28条（監査役会の招集） 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>第29条（監査役会規則） 当社の監査役会に関する事項は、法令または定款に定めがあるもののほか、監査役会で定めた監査役会規則による。</p> <p>第30条（監査役の責任免除） <u>当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p><u>業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p>第26条（常勤監査役） 監査役会は、<u>監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>第27条（監査役会の招集） <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p>第28条（監査役会規則） <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;">第6章 <u>取締役および監査役の責任免除</u></p> <p>第29条（<u>損害賠償責任の一部免除</u>） <u>当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">2. <u>当社は、社外取締役および社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> </p> </p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第31条 (営業年度) <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>第32条 (利益配当) <u>利益配当金は、毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">2. <u>利益配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは会社に帰属する。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>平成15年3月期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役の任期については、第25条の規定に関わらず、同条中「4年」とあるのは「3年」と読み替えて同条を適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第30条 (事業年度) <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>第31条 (剰余金の配当) <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>第32条 (自己株式の取得) <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p> <p>第33条 (配当金の除斥期間) <u>期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>

以 上